

# ◆受講に当たっての留意事項

## 1 総合教育センター利用上の注意

- ・総合教育センターへ来所の際は、できる限り公共交通機関を利用してください。
- ・講師の都合等により、研修・講座内容、日程等が変更になる場合があります。
- ・研修会場での飲食は、指定された場所をお願いします。研修会場へ昼食等で持ち込んだ物は、各自責任をもって必ず持ち帰ってください。
- ・総合教育センターは敷地内全面禁煙です。御理解と御協力をお願いします。

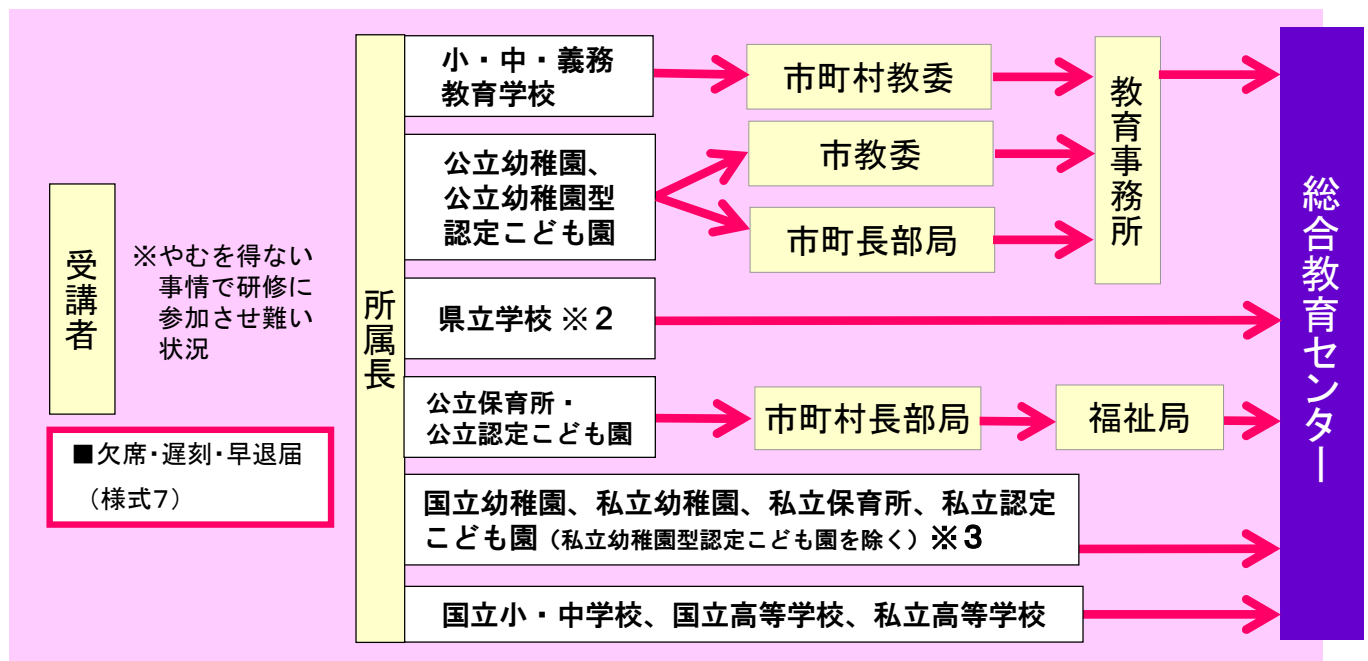
## 2 提出課題等の送付について

提出課題等を総合教育センターへ送付する場合は、封筒の余白に「研修番号ーコース等記号 ○○講座○○コース▽▽在中」と朱書きしてください。また、サポートシステムやメールによる提出を指示する課題もあります。

## 3 研修・講座欠席等の手続きについて

やむを得ない事情で研修に参加させ難いとき、所属長は下の流れに沿って、総合教育センター所長宛てに欠席・遅刻・早退届（p.96「様式7」）をそれぞれの所属アドレス（代表アドレス）からメールで提出してください。※1

ただし、緊急の場合は、所属長または受講者から直接研修担当者に連絡し、後日、速やかに欠席・遅刻・早退届を提出してください。



※1 件名は、[○○研修△月△日××届]とし、総合教育センター所属アドレスへ提出してください。欠席・遅刻・早退届の提出は郵送でも可能です(郵送先は「研修部企画研修室」)。

※2 県立学校は、県立(豊橋市立、瀬戸市立、刈谷市立、豊田市立を含む)の高等学校及び特別支援学校を指します。

※3 私立幼保連携型認定こども園勤務の受講者は一部提出の流れが異なります。

## 4 特別警報等が発表された場合における研修事業等の取り扱いについて

- ・県内のいずれかの地域に「特別警報」もしくは「警戒レベル4避難指示」以上が発表された場合は、当日の全ての集合研修及びオンライン研修を中止します。また、高等学校・特別支援学校の初任者研修及び幼稚園等新規採用教員研修のeラーニングによる開講行事も同様とします。
- ・特別警報もしくは「警戒レベル4避難指示」以上がその日のうちに解除された場合も、当日の全ての集合研修及びオンライン研修を中止します。
- ・開催地への移動中に発令された場合も中止とします。なお、引き返すなど安全に関する判断は各々で行ってください。
- ・研修中に発表された場合は、総合教育センターが研修続行の可否について判断します。

## 5 暴風（または暴風雪）警報発表時における研修事業等の取り扱いについて

### (1) 午前7時までに県内いずれかの地域で警報が発表された場合

当日の研修	その後の警報の推移	当日の研修の取り扱い
ア 全日の日程で計画されていた集合研修	午前7時の時点で県内全ての地域において警報が解除されている場合	計画どおり実施
	午前7時の時点で県内いずれかの地域で警報が継続されている場合	中止
イ 午前だけの日程で計画されていた集合研修	午前7時の時点で県内全ての地域において警報が解除されている場合	計画どおり実施
	午前7時の時点で県内いずれかの地域で警報が継続されている場合	中止
ウ 午後だけの日程で計画されていた集合研修	午前10時30分の時点で県内全ての地域において警報が解除されている場合	計画どおり実施
	午前10時30分の時点で県内いずれかの地域で警報が継続されている場合	中止

### (2) 午前7時を過ぎてから県内いずれかの地域で警報が発表された場合

当日の研修	当日の研修の取り扱い
当日の全ての集合研修	中止

### (3) オンライン研修の場合

原則的に警報の有無に関わらず研修を開催します。ただし、参加が困難な場合は、欠席等の手続きを行ってください。

なお、研修番号46「外国人児童生徒教育講座」の第1日午前の講義のみのオンライン参加者（自由応募）は、(1)、(2)の警報が発表された場合に準ずる。

また、研修番号58「特別支援教育講座（Cコースを除く）」はオンラインのみ実施する（集合で参加予定の受講者もオンラインで参加する）。

## 6 地震等における研修事業等の取り扱いについて

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された際に、気象庁から情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表されます。キーワードによって、研修の対応が異なります。

[南海トラフ地震臨時情報（キーワード）]

キーワード	研修の取り扱い
ア 調査中	実施 ※地震の状況により、研修を中止することとなった場合には、総合教育センター所長が所属長に連絡する。
イ 巨大地震警戒	中止 ※総合教育センター所長が所属長に研修再開の連絡をするまでの間は中止とする。
ウ 巨大地震注意	中止 ※総合教育センター所長が所属長に研修再開の連絡をするまでの間は中止とする。

### <上記4、5、6における留意事項>

- ・研修事業等の全部または一部を中止した場合の代替措置等については、総合教育センター所長が別に指示します。
- ・受講者は移動等に危険が伴うと判断される場合や公共交通機関が確保できない場合は、管理職等と相談の上で遅刻、欠席等の対応をとってください。